第二条の三に次の二号を加える。

八　環境大臣の委託を受けて災害廃棄物である一般廃棄物の処分を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。）

九　環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分を業として行う者であつて、第二条第十三号イからニまでのいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。）

第十七条第一項第一号中「水道部門」を「上下水道部門」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。